

授業科目名	教養特殊講義 銀行論 (富山銀行寄附講義)	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		教養科目				
英 文 名	Banking Theory	前期	2年	2単位	非常勤講師	齊藤 栄吉
授業概要	富山銀行による寄附講義です。2012年11月に本学と富山銀行との間で締結した「包括的連携協定協力に関する覚書」に基づく取組みであり、今回で4回目の開講となります。 銀行は、金融の仲介者および決済サービスの提供者として経済社会に密接に関わるとともに、近年の情報技術革新や金融イノベーションを背景に業務領域や役割が大きく拡がりを見せています。 本授業は、国内の金融制度や銀行の基本的機能に関する理解を始めとして、直近の金融市場、金融政策の概要に加え、銀行の実務・財務・新たな金融サービス等について考察します。 講師は、富山銀行の代表取締役である齊藤栄吉頭取のほか、同行の役職員が務めます。					
到達目標	経済と金融の関係、金融市場および金融政策の概況、銀行業務と実務、銀行経営における諸課題について理解を深めます。 また、地域経済の抱える問題や地域経済のあり方等について各人の考えの創出を目指します。					

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		◎		○

講義方法		授業開始前に配布するレジュメの内容に沿って、パワーポイントを用いた講義形式を基本とします	
授業計画	回数	内容	
	第1回	オリエンテーション	
	第2回	日本の金融制度と金融機関	
	第3回	銀行の基本的機能	
	第4回	銀行の実務 ー預金と為替ー	
	第5回	銀行の実務 ー融資ー	
	第6回	特別講義 講師：工藤 治（日本銀行富山事務所長）	
	第7回	銀行の実務 ー外国為替ー	
	第8回	銀行の実務 ー預かり資産ー	
	第9回	特別講義 講師：日本取引所グループ	
	第10回	有価証券運用	
	第11回	銀行の経理	
	第12回	Fintechと金融イノベーション	
	第13回	特別講義 講師：齊藤 栄吉（富山銀行代表取締役頭取）	
	第14回	支店長の一日	
	第15回	銀行論の総括	

評価方法		期末試験70%、授業への参加状況30%（オリエンテーションにて詳細を説明）
使用資料	テキスト	各授業時にレジュメを配布します
	参考図書	特段なし
受講上の注意		私語厳禁です
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	特段なし
	事後	配布資料の復習
オフィスアワー		授業終了後
備考		授業計画の順序、内容等は変更となる可能性があります（オリエンテーションにて確定スケジュール説明予定）

授業科目名	憲法(人権)Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Constitutional Law (Human Rights)Ⅰ	前期	1年	2単位	助教	荒 邦 啓介
授業概要	本講義では、現在の我が国の国家権力の組織及び行使に関する基本的なルールである日本国憲法の中から、特に自由や権利に関する諸問題を扱う。 自由や権利の諸問題を扱うには、憲法の条文を理解することはもちろん、実際の裁判例や、関係する法律などにも目を向ける必要がある。また、憲法の役割や、「そもそも人権とは何だろうか」といった点にも、着目していく必要があるし、社会の動きにも注意を払いながら考えていかなければならない。そこで、この講義では、「憲法とは何か」とか「そもそも人権とは何か」といった議論に触れたのち、実際の裁判例などにも目を向けながら、日本国憲法の自由や権利に関する各種規定を学ぶ。とりわけ、人権の総論的テーマや、自由権の中から精神的自由に関するテーマを扱う。 【授業の狙い】「複雑化した社会を生き抜く基礎能力」(カリキュラムポリシー6)及び「法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見」できる能力(ディプロマポリシー1)を身に付ける。 【コースとの関連】すべてのコースにおいて重要な科目である。					
到達目標	①憲法の役割を理解し、日本国憲法における自由や権利の諸規定を理解すること。 ②実際の社会問題を、憲法学の観点から読み解く力を獲得すること。					
コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
			○	○	◎	
講義方法		講義形式とする。				
授業計画	回数	内容				
	第1回	イントロダクション				
	第2回	憲法とは何か				
	第3回	人権の歴史と分類				
	第4回	人権の制約と保障				
	第5回	人権の享有主体 (1) 未成年者 外国人				
	第6回	人権の享有主体 (2) 法人 公務員ほか				
	第7回	私人間効力				
	第8回	包括的基本権				
	第9回	平等原則				
	第10回	精神的自由 (1) 思想・良心の自由				
	第11回	精神的自由 (2) 信教の自由				
	第12回	精神的自由 (3) 政教分離				
	第13回	精神的自由 (4) 学問の自由				
	第14回	精神的自由 (5) 集会・結社の自由				
	第15回	精神的自由 (6) 通信の秘密				
評価方法		①期末試験(90%)と、②小テスト(10%)の結果で評価する。				
使用資料	テキスト	片桐直人ほか『一步先への憲法入門』(有斐閣・2016年)、2200円＋税				
	参考図書	野中俊彦ほか編著・渋谷秀樹補訂『憲法判例集』第11版(有斐閣・2016年)、1000円＋税				
受講上の注意		テキストの他に、六法を持参すること。 辞書・辞典なども上手に活用して、「意味の分からない言葉」をそのままにはしておかないこと。 詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	テキストの指示した箇所を読んでおくこと。				
	事後	ノートを整理し、実社会のなかで関連している出来事を探すこと。				
オフィスアワー		木曜日2限、同3限				
備考		特になし。				

授業科目名	刑法総論Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	General Criminal LawⅠ	前期	1年	2単位	准教授	西尾 憲子
授業概要	刑法は、犯罪とそれに対する制裁を規定した法律をいい、その中心は刑法典である。この刑法典は、1条から264条までであるが、73条以下で、個別具体的な犯罪とそれに対する制裁について規定している。 刑法総論Ⅰ及びⅡでは、これら個々の犯罪及び制裁の共通部分を解明することを任務としている刑法総論として、その中心となる刑法1条から72条までに規定されている、刑法の基本原則から刑法の体系について全体構造を学び、刑法総論における解釈論上の諸問題について理解する。					
到達目標	刑法の基礎的知識を習得し、理論的理解及び問題分析能力を深める。					

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
				◎

講義方法		各回の講義方法は下段の授業計画に記載する。なお、講義で身に着けた知識に基づき課題について論理的に考え論述することを含む。	
授業計画	回数	内容	
	第1回	ガイダンス・刑法とは	
	第2回	刑法の基本原則	
	第3回	罪刑法定主義・派生原則	
	第4回	派生原則	
	第5回	構成要件	
	第6回	主体	
	第7回	行為	
	第8回	因果関係①	
	第9回	因果関係②	
	第10回	故意	
	第11回	錯誤	
	第12回	過失	
	第13回	違法性	
	第14回	正当防衛	
	第15回	緊急避難	

評価方法		成績評価の対象及び目安として、授業プリント（論述を含む）75%、授業態度等25%とし、総合的に評価する。
使用資料	テキスト	大谷實『刑法総論』成文堂 2,900円＋税
	参考図書	『判例ブラクティス刑法 I 総論』信山社 4,000円＋税、『刑法判例百選 I 総論』有斐閣 2,200円＋税、『start up 刑法総論判例 50!』有斐閣 1,800円＋税、その他適宜紹介予定。
受講上の注意		授業の前に教科書、参考書及び配布資料などを事前に読んでから受講すること。 教室にそのまま着席していることが出席ではない。 自分で考えて答えを導き出せるように、しっかり自習をすること。 刑法総論 I・II は、授業内容が継続しているため、テキスト、参考図書、配布資料などすべて継続して使用する。 配布資料などは、紛失しても再配布しないので、しっかり自分自身で管理すること。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	各授業内容について、教科書や参考書などを事前に読んでおくこと。
	事後	各授業時間内で説明した事例や教科書等に挙げられている課題などを自習すること。
オフィスアワー		初回ガイダンスで説明する。
備考		

授業科目名	民法総則Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	General Rules of the Civil CodeⅠ	前期	1年	2単位	講師	後藤 亜季
授業概要	私たちは他者と共存して生活する社会に生きています。共生の実現には自他を尊重し、互いの利益が衝突する場合にはその紛争を解決する（あるいは事前に紛争を避けるべく行動する）ことが欠かせませんが、まさにそのための基本的なルールが民法なのです。民法は人生において起こるであろう様々な事柄に対応するため、第1編から第5編でなる1044条もの条文を有していますが、この授業では、民法の基本的なルールを定めた民法総則の前半部分について、①共生社会における生活上のルールである民法の基礎を理解する、②今後学習する民法科目の基礎的な力を得る、③具体的事例（判例）から、これまでに生じた紛争と民法による解決方法を知ること目標に学んでいきます。 【授業の狙い】本授業は、社会問題に興味関心のある学生、リーガルマインドを身につけたい学生（アドミッションポリシー2.4）、法学的な客観的視点で事象を分析し問題発見能力を身に付ける、課題解決の過程を分析し論理的思考力を身に付ける（ディプロマポリシー1、2）の開発を目指します。 【コースとの関連】全てのコースにおいて重要な科目です。					
到達目標	①授業で取り扱う内容について十分に理解し、説明することができる ②①に基づき、事例における論点を正確に把握し、紛争解決に向けた検討ができる					

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
	○	◎	○	◎

講義方法		授業では六法および配布資料を用いて講義する。毎回、リアクションペーパーへの記入、提出を行う(リアクションペーパーに記載する内容は、授業毎に異なるので指示をよく聞くこと)。授業中、発言を求めることがある。
授業計画	回数	内容
	第1回	オリエンテーション、民法概説①
	第2回	民法概説②
	第3回	民法の基本原則
	第4回	民法の権利主体 ①自然人 ・ 物
	第5回	民法の権利主体② 失踪宣告
	第6回	権利能力・意思能力・行為能力 制限行為能力者と契約① 未成年後見制度 (1)
	第7回	制限行為能力者と契約② 未成年後見制度 (2) ・ 成年後見制度 (1)
	第8回	制限行為能力者と契約③ 成年後見制度 (2) 任意後見制度
	第9回	法律行為① 法律行為の一般的有効要件
	第10回	法律行為② 意思表示 (1) 93条
	第11回	法律行為③ 意思表示 (2) 94条
	第12回	法律行為④ 意思表示 (3) 95条
	第13回	法律行為⑤ 意思表示 (4) 96条
	第14回	法律行為⑥ 意思表示 (5) 消費者契約法
	第15回	まとめ

評価方法		レポート課題 (20%)、授業態度、リアクションペーパー (30%) 期末試験 (50%) 函発言等の平常点は加点対象
使用資料	テキスト	2019年度版六法。種類・判例付かどうかは問いません。
	参考図書	内田貴 民法 I 東京大学出版会 遠藤隆幸・小川富之編 ロードマップ民法 ①総則 一学舎
受講上の注意		・講義方法や評価方法から明らかとなり、欠席や課題の提出を怠ることで、単位の修得が困難となります。 ・私語及び遅刻早退は厳禁です。 ・配布するレジュメ、筆記用具、六法は毎回必ず持参してください。 ・学習内容の復習やより効果的に学ぶために、事例問題を授業内で検討してリアクションペーパーに記載したり、宿題として課すことがあります。なお、ここでの宿題は、評価方法に記載されたレポート課題とは異なりますので提出は不要ですが、必ず考え、まとめてください。なお、次回以降の授業内で検討した結果を発表した場合には発言による加点として評価します。 ・進度等により内容が変更されることがあります。詳しくは初回に説明する。
事前・事後学習 (学習課題)	事前	前回の授業内容の復習、指示された宿題や課題の取り組み
	事後	授業内容の確認
オフィスアワー		火曜日5限
備考		・日々の行動の中で「これは民法上どのような状態なのか？」を考えるなど、楽しみながら民法に親しむ工夫をしてください。 ・授業中よく理解できなかった箇所は、自分で調べたり、オフィス・アワーを活用して質問したりしてください。

授業科目名	物 権 法	授業科目区分			職 名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専 門 科 目				
英 文 名	Property Law	前 期	2 年	2 単 位	講 師	渡 部 朗 子
授業概要	民法は私たちの日常生活における法律関係を定めた基本法で、人と財産の関係を定める財産法と、人と人との関係を定める家族法があります。民法財産法は総則、物権、債権からなり、家族法は親族、相続からなります。民法財産法の一つである物権法は、物に対する支配権について定めています。 授業では、所有権と物権変動を中心に、物権法の全体構造と基本的な制度の内容を理解することができるようになります。物権に関する問題を解決するために、学説や判例の議論を用いて理解を深めることができますようにします。 〔カリキュラム・ポリシー〕段階的系統的学修により専門知識を養い、リーガルマインドを身につける。 〔ディプロマ・ポリシー〕課題解決の過程を分析し、論理的思考力を身につける。 〔コースとの関連〕すべてのコースにおいて重要な科目である。					
到達目標	物権法の基礎知識と法的思考力を身につけること。 物権法の理解を通して、担保物権法、債権法など他の民法財産法分野を理解すること。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		◎		◎

講義方法		授業の始めに小テストを行います。	
授業計画	回数	内 容	
	第1回	オリエンテーション	
	第2回	物権法序説	
	第3回	物権法定主義・物	
	第4回	所有権（1） 所有権の内容	
	第5回	所有権（2） 所有権の効力	
	第6回	所有権の取得	
	第7回	共同所有関係（1） 共有	
	第8回	共同所有関係（2） 建物の区分所有	
	第9回	占有権（1） 占有権の効力	
	第10回	占有権（2） 占有訴権	
	第11回	物権変動（1） 物権変動とは何か	
	第12回	物権変動（2） 契約による不動産の物権変動	
	第13回	物権変動（3） 契約による動産物権変動	
	第14回	物権変動（4） 公信の原則・即時取得	
	第15回	用益物権	

評価方法		学期末試験（70％）＋小テスト（30％）で評価します。
使用資料	テキスト	資料を配布します。
	参考図書	内田貴『民法Ⅰ 総則・物権総論 〔第4版〕』東京大学出版会（3300円＋税）
受講上の注意		最新の六法を必ず持参してください。 授業の始めに前回授業の内容を範囲とする小テストを行います。 授業計画の内容は、進行状況などにより適宜変更することがあります。 詳しくは初回に説明します。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	前回の授業の内容を復習して小テストに備えてください。
	事後	授業の内容の復習と小テストの見直しをしてください。
オフィスアワー		初回授業時に指示します。
備考		

授業科目名	債権各論Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Debt Theory I	前期	2年	2単位	講師	石田 瞳
授業概要	民法は、民法総則（第一編）、物権法（第二編）、債権法（第三編）、親族法（第四編）、相続法（第五編）の五つの編から成り立っている。各分野は相互に密接に関係している。この講義では債権法のうち、債権各論分野を学ぶ。具体的には、民法典には13種類の典型契約の規定があるが、それ以外にも様々な契約がある。そこで、本講義では契約の意義、成立時期、効果、終了といった契約全般を内容とし、契約総論の基礎知識を固めることを目的とする。 【コースとの関連】全てのコースにおいて重要な科目である。 【ディプロマ・ポリシー】 1. 法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力を身につける。2. 課題解決の過程を分析し、論理的思考力を身につける。 【カリキュラム・ポリシー】 2. 段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける。					
到達目標	・ 契約総論に関する基本的事項（基本的知識）を自分の言葉で説明することが出来る。 ・ 契約に関する諸問題や裁判例などの具体的事例について、受講者が自らの力で検討し文章にまとめることができる。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
	○	◎	○	◎

講義方法		毎回、レジュメを配布する。配布されたレジュメに沿って講義を行い、講義開始前後で、ミニレポートの作成を行っていただきます。
授業計画	回数	内容
	第1回	ガイダンス 債権各論Ⅰの受け方及び民法総則範囲のおさらい
	第2回	契約の成立
	第3回	同時履行の抗弁権
	第4回	契約の解除
	第5回	債務不履行① 履行遅滞、受領遅滞
	第6回	債務不履行② 損害賠償の範囲 損害賠償額の予定
	第7回	債権譲渡
	第8回	債務の引受け
	第9回	更改
	第10回	相殺
	第11回	債権者代位権
	第12回	詐害行為取消権
	第13回	第三者のためにする契約
	第14回	定型約款
	第15回	代物弁済、受領権者としての外観を有する者への弁済、第三者による弁済

評価方法		学期末試験（70％）、毎回のレポート提出（20％）、中間テスト（10％）
使用資料	テキスト	レジュメ（資料）を配布します。六法。詳細は、初回の講義で指示する。
	参考図書	講義において随時指示する。なお、履修にあたり、六法を用意すること（初回の講義で指示する）。
受講上の注意		授業の初め（前回復習分）と終わり（今回分）に問題を解いて貰います。これが、毎回のレポートにあたります。六法は必ず持参してください。詳しくは初回に説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	前回の授業内容の復習。レポートの間違った箇所等を確認して下さい。
	事後	返却されたレポートを見て、再度復習して下さい。
オフィスアワー		初回講義で詳細に説明します。
備考		

授業科目名	刑法各論Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Detailed Criminal LawⅠ	前期	2年	2単位	准教授	西尾 憲子

授業概要	刑法は、犯罪とそれに対する制裁を規定した法律をいい、その中心は刑法典である。この刑法典は、1条から264条までであるが、73条以下の第2編「罪」では、殺人罪や窃盗罪などの個別具体的な犯罪類型とそれに対する制裁について規定している。1条から72条は、第1編「総則」とされ、刑法総論Ⅰ及び刑法総論Ⅱで学んだとおりである。これに対応して、73条以下の第2編「罪」の部分を「各則」と呼ぶ。刑法各論Ⅰでは、この刑法各則に定められている個々の犯罪類型のうち、個人的法益に関する罪について講義する。					
到達目標	刑法の基礎的知識を習得し、理論的理解及び問題分析能力を深める。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
					◎

講義方法		各回の講義方法は下段の授業計画に記載する。なお、講義で身に着けた知識に基づき課題について論理的に考え論述することを含む。				
------	--	--	--	--	--	--

授業計画	回数	内容				
	第1回	ガイダンス・刑法各論とは				
	第2回	刑法における「人」の概念				
	第3回	殺人の罪				
	第4回	傷害の罪・過失傷害の罪				
	第5回	堕胎の罪・遺棄の罪				
	第6回	逮捕及び監禁の罪・脅迫の罪				
	第7回	略取、誘拐及び人身売買の罪				
	第8回	強制わいせつの罪				
	第9回	住居を侵す罪・秘密を侵す罪				
	第10回	名誉に対する罪・信用及び業務に対する罪				
	第11回	財産罪				
	第12回	窃盗及び強盗の罪				
	第13回	詐欺及び恐喝の罪				
	第14回	横領の罪・背任の罪				
	第15回	盗品等に関する罪・毀棄及び隠匿の罪				

評価方法		成績評価の対象及び目安として、授業プリント（論述を含む）75%、授業態度等25%とし、総合的に評価する。				
使用資料	テキスト	大谷實『刑法各論』成文堂 3,200円＋税				
	参考図書	『判例ブラクティス刑法Ⅱ各論』信山社 4,480円＋税、『刑法判例百選Ⅰ各論』有斐閣 2,400円＋税、『start up 刑法各論判例50!』有斐閣 1,800円＋税、その他適宜紹介予定。				
受講上の注意		刑法各論は、刑法総論で学んだ内容を前提とするため、刑法総論Ⅰ及びⅡの単位を修得していること。 授業の前に教科書、参考書及び配布資料などを事前に読んでから受講するようにして下さい。 教室にそのまま着席していることが出席ではありません。 自分で考えて答えを導き出せるように、しっかり自習をしてください。 刑法各論Ⅰ・Ⅱは、授業内容が継続しているため、テキスト、参考図書、配布資料などもすべて継続して使用します。 配布資料などは、紛失しても再配布しないので、しっかり自分自身で管理すること。				
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	各授業内容について、教科書や参考書などを事前に読んでおくこと。				
	事後	各授業時間内で説明した事例や教科書等に挙げられている課題などを自習すること。				
オフィスアワー		初回ガイダンスで説明する。				
備考						

授業科目名	会社法Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Corporate LawⅠ	前期	2年	2単位	教授	高倉 史人
授業概要	会社法は会社に関する基本法であり、会社をめぐる利害関係者の利益調整を図る法律である。すなわち、会社を運営するための仕組み、会社が資金を調達するための方法、株主や会社に着権を有する者に関する権利内容などについての決まりを定めている。また、会社法は、日本の経済・社会状況の変化に応じて、あるいは経済的・社会的に大きな問題が生じた時にその対策として何度も改正されてきた。この意味で、会社法は日本の経済・社会状況と密接に関連しており非常に実用的な法律である。さらに会社法の知識は将来会社で働く一員としてだけでなく、現代社会の一員としても修得すべき知識でもあり、企業人コースにおいては重要な科目である。 本講義は、会社法の基礎的な法知識の修得し、会社法に関わる経済的・社会的問題の理解力を深めることで、リーガルマインドを身につけることを目的とする。また、前期は、会社法の総論、株式会社の機関（株主総会、取締役、監査役、委員会等）、株式等の項目を中心に、会社法に関わる経済的・社会的問題も取り上げることで、学生は会社法に関する理解を深めることができる。					
到達目標	(1) 会社法の知識を修得でき、会社法を取り巻く経済的・社会的問題の理解を深めることでリーガルマインドを身につけることができる。 (2) 具体的な事例を通して学説や判例を学び、会社法の問題点を考察する力をつけることができる。 (3) 将来会社で働く一員としてだけでなく、現代社会の一員として役立つ法知識を身につけることができる。 (4) ビジネス実務法務検定、ビジネスキャリア検定、ファイナンシャル・プランニング技能士（FT）、司法書士などの資格を取得するために必要な会社法の知識を修得できる。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
	○	◎	○	◎

講義方法	講義では教科書、配布資料、ビデオ等を用いて講義する。また、適宜小テストを行い課題を出す。
------	--

授業計画	回数	内容
	第1回	ガイダンス
	第2回	総論(1)― 会社法の沿革、構造、内容、
	第3回	総論(2)― 会社の特徴、会社の種類
	第4回	機関(1)―株式総会の権限、招集
	第5回	機関(2)―株主提案権、株式会社の議決権
	第6回	機関(3)―株主総会の議事、瑕疵
	第7回	機関(4)―取締役の選任、職務、義務
	第8回	機関(5)―取締役の義務、取締役会、代表取締役の業務執行
	第9回	機関(6)―監査役、監査役会、会計監査人
	第10回	機関(7)―指名委員会等設置委員会
	第11回	機関(8)―監査等委員会設置会社
	第12回	機関(9)―役員等の責任
	第13回	株式(1)―株式の意義、株式譲渡自由の原則とその例外
	第14回	株式(2)―株式の譲渡と権利行使の方法、自己株式
	第15回	まとめ

評価方法		期末試験(70%)、小テスト及び課題(30%)で判断する。
使用資料	テキスト	中東正文他『会社法』有斐閣(1,900+税)
	参考図書	山下友信・神田秀樹編『商法判例集〔第7版〕』有斐閣(2,400円+税)
受講上の注意		民法関係科目を履修しておくことが望ましい。 講義中の私語や携帯電話等の使用を禁止。教科書と六法を持参。 詳しくは初回に説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	授業終了時に指示する教科書の該当部分予習、課題及び新聞購読など
	事後	授業終了時に指示する教科書の該当部分復習、課題及び新聞購読など
オフィスアワー		水曜日3限
備考		

授業科目名	経済原論Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Principles of Political EconomicsⅠ	前期	2年	2単位	准教授	石川 啓雅
授業概要	経済学のなかで主流となっているミクロ経済学を学ぶ。 現代社会では、社会に必要な財・サービスがすべて「商品」として生産され、その商品の販売(購入)によって成り立っている。その仕組みのことを経済学では「市場」と呼んでいる。現代社会ではこの「市場」の存在を前提に財・サービスが生産され、消費される。授業では、消費者(家計)の消費行動、生産者(企業)の生産行動と市場の関係について学ぶ。					
	【授業の狙い】本授業は、「複雑化した社会を生き抜く基礎能力」(カリキュラムポリシー6)、「課題解決の過程を分析する能力」(ディプロマポリシー2)の開発を目指す。					
	【コースとの関連】公共政策コースにおいては重要な科目である。					
到達目標	①財・サービスの需要は何に左右されるのかを理論的に説明できる ②最適消費について説明できる ③所得、価格、選好の変化が消費に与える影響を説明できる ④限界概念を説明できる ⑤限界費用と平均費用の計算ができる ⑥戦略的な行動選択ができる ⑦①～⑥に関して公務員試験等の問題に対応できるレベルの知識を身につける					
コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
					◎	
講義方法		授業では、パワーポイントを用いる。なお、授業では確認テスト(全14回)を行う。				
授業計画	回数	内容				
	第1回	ガイダンス～ミクロ経済学の射程・考え方～				
	第2回	需要の理論(1)需要曲線～需要曲線が表現しているもの～				
	第3回	需要の理論(2)無差別曲線と予算制約線、最適消費～需要(＝消費)量の決定と効用最大化～				
	第4回	需要の理論(3)予算制約線の変化と最適消費～所得変化、価格変化による消費行動の変化～				
	第5回	需要の理論(4)消費者理論の応用～異時点間の消費と労働供給～				
	第6回	供給の理論(1)供給曲線～供給曲線が表現しているもの～				
	第7回	供給の理論(2)生産関数と費用関数～生産要素の投入と生産量、費用の関係～				
	第8回	供給の理論(3)総収入総費用合成図～供給(＝生産)量の決定と利潤最大化～				
	第9回	供給の理論(4)生産関数と規模に関する収穫～生産要素投入量の決定と利潤最大化～				
	第10回	市場の理論(1)完全競争市場その①～市場取引の安定性～				
	第11回	市場の理論(2)完全競争市場その②～市場取引の利益～				
	第12回	市場の理論(3)完全競争市場その③～市場取引の効率性～				
	第13回	市場の現実～不完全競争市場と独占・寡占～				
	第14回	不完全競争市場下での経済行動～ゲーム理論～				
	第15回	まとめ				
評価方法		確認テスト40%、定期試験60%				
使用資料	テキスト	http://www.takaoka.ac.jp/university-info よりダウンロードし、持参すること。授業では配布しない。				
	参考図書	坂井豊貴『ミクロ経済学の入門の入門』(岩波新書、2017、¥843税込)				
受講上の注意		座席指定とする。 ミクロ経済学は公務員試験の試験科目となっているので、経済原論Ⅱ(マクロ経済学)、公務員対策講座-社会科学Ⅱと併せて受講するのが望ましい。但し、警察官・消防官志望者はその限りではない。詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	テキストと参考図書を事前に読み、授業時の小テストに備えること(90分)				
	事後	テキスト巻末の「講義復習」をしておくこと(90分)				
オフィスアワー		月～金：9：00～10：00 12：10～13：00				
備考						

授業科目名	憲法(統治) I	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Constitutional Law (Governance) I	前期	2年	2単位	教授	山崎 博久
授業概要	憲法とは国を統治するための基本的な法である。統治のためには権力が不可欠で、この権力には国民が守るべき共通のルールを作り(立法)、そのルールを執行し(行政)、さらに国民の間の紛争をルールに基いて解決する(司法) ことが含まれる。こうした立法・行政・司法の公権力を誰がどのように担当するのかという「統治の仕組」(統治機構)について定めた法が本来の憲法である。ところが近代以降、国民を不必要に拘束したり差別したりするような公権力の行使の仕方を規制する「統治の仕方」の定めも憲法に加わった。この「統治の仕方」を被治者の国民側から見ると、統治者に対して主張できる「人権」となる。以来、憲法は「統治の仕組み」(統治機構)と「統治の仕方」(人権保障)の2本立てになったが、本講では統治機構を学ぶ。その際、諸外国の統治機構と比較することによって、世界の常識を知るとともに日本の統治機構を正しく認識し、ひいては主権者として現状の諸問題を発見し改革を考案できるような広い視野と深い思考力を養う。カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーとして以上の諸能力を身につけ、公共政策、法務・資格コースにとっては選択必修となる科目である。					
到達目標	1) 日本の統治機構について(問題点も含め)正しく認識する 2) 世界の統治機構の常識を知り、広い視野を得る 3) 現在の統治機構の諸問題を把握し、望ましい改革案を自分で考える力を身につける 以上の3項目に関して、2つ以上は公務員・資格試験に対応できるレベルに理解を深めてほしい。					

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		○	○	◎

講義方法		授業では法学検定試験や公務員試験の問題解説も織り交ぜる	
授業計画	回数	内容	
	第1回	国家と憲法(国家の類型・立憲主義・憲法の類型)	
	第2回	民定憲法と国民主権	
	第3回	日本国憲法の制定過程	
	第4回	第9条① ――そのルーツを探る――	
	第5回	第9条② ――様々な法解釈――	
	第6回	世界の統治機構の類型 日本はどのタイプ?	
	第7回	天皇① ――天皇の地位(象徴・君主・国家元首)――	
	第8回	天皇② ――皇位の継承――	
	第9回	天皇③ ――天皇の権能と皇室経済――	
	第10回	国会① ――構成と組織(一院制か二院制か)――	
	第11回	国会② ――権能(憲法改正・立法・外交統制・財政統制・行政統制・司法監督)――	
	第12回	国会③ ――両議院の権能(議院自律権・国政調査権)――	
	第13回	国会④ ――権能行使の態様(会期・議事手続き)――	
	第14回	国会⑤ ――参議院の緊急集会と世界における国家緊急権――	
	第15回	内閣① ――行政権と内閣の責任――	

評価方法		期末試験(100%)。課題を出した場合は最大5ポイントプラス。
使用資料	テキスト	小嶋和司・大石真『憲法概観(第7版)』(有斐閣; ¥1,900+税)
	参考図書	授業中に適宜紹介
受講上の注意		六法は必携で、テキストと同等以上に大事。 詳しくは初回に説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	教科書の次回講義予定箇所の予習(30分以上)
	事後	その日の学習内容の復習(60分以上)
オフィスアワー		月曜日3時限、水曜日3時限。その他の曜日や時間はメールで依頼すること。
備考		

授業科目名	商法総則・商行為	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	General Rules for Commercial Law and	前期	2年	2単位	教授	高倉 史人
授業概要	商法は、民法が私達の市民生活・経済生活を基本的に規制する法であるのに対して、企業関係を規制する基本法で民法の特別法である。また、商法は「総則」「商行為」「海商」の3編から成り、会社に関する法は「会社法」として、保険に関する法は「保険法」として別に規定されている。特に総則（商法総則）は、商人、商業使用人、代理人などの営業主体の意味とその権利義務や、商業登記、商号、商業帳簿などの商取引の基本となる概念を規定している。また、「商行為」（商行為法）は企業が行う取引についてのルールを定めた法である。特に「商行為」には、現在の商取引の基礎となる内容が規定されているために、将来会社で働く一員としてでなく社会生活の一員としても修得すべき法知識であり、企業人コースにおいては重要な科目である。 本講義は、商法の基礎的な法知識の修得し、商法に関わる経済的・社会的問題の理解力を深めることで、リーガルマインドを身につけることを目とする。また、特に運送取引等に関する条項が変わったので、改正点を明確にすることにより学生は理解を深めることができる。					
到達目標	(1) 商法に関する基本的知識を取得することができ、商法に関わる経済的・社会的問題の理解力を深めることで、リーガルマインドを身につけることができる。 (2) 具体的な事例を通して学説や判例を学び、商業活動における問題点を考察する力をつけることができる。 (3) 商法に関して、例えば将来社会人としての仕事に役立つ法知識をつけることができる。 (4) ビジネス実務法務検定、ビジネスキャリア検定、ファイナンシャル・プランニング技能士（FT）、司法書士などの資格を取得するために必要な商法の知識が修得できる。					
コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
		○	◎	○	◎	
講義方法		講義では教科書と配布資料を用いて講義する。また、適宜小テストを行い課題を出す。				
授業計画	回数	内容				
	第1回	商法総論 ―商法の概要―				
	第2回	商法の基本概念 ―商人―				
	第3回	商法の基本概念 ―商行為―				
	第4回	商号				
	第5回	商業登記と商業帳簿				
	第6回	商業使用人と代理商				
	第7回	営業・事業の譲渡				
	第8回	商行為に関する通則				
	第9回	商事売買取引				
	第10回	リース・フランチャイズ				
	第11回	仲立と取次				
	第12回	運送取引(1)				
	第13回	運送取引(2)				
	第14回	倉庫取引と場屋取引				
	第15回	まとめ				
評価方法		期末試験(70%)、小テスト及び課題（30%）で判断する。				
使用資料	テキスト	山下真弘著『やさしい商法総則・商行為法〔第3版補訂版〕』法学書院(1,600円＋税)				
	参考図書	山下友信・神田秀樹編『商法判例集〔第7版〕』有斐閣（2,400円＋税）				
受講上の注意		民法関係科目、会社法を履修しておくことが望ましい。 講義中の私語や携帯電話等の使用を禁止。教科書と六法を持参。 詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	授業終了時に指示する教科書の該当部分予習、課題及び新聞購読など				
	事後	授業終了時に指示する教科書の該当部分予習、課題及び新聞購読など				
オフィスアワー		水曜日2限				
備考						

授業科目名	行政法Ⅱ（救済法）	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Administrative Law Ⅱ（Relief Law）	前期	3年	2単位	教授	石崎 誠也
授業概要	違法な行政活動によって権利侵害や損害を受けた国民にはどのような救済制度（行政救済）があるのかを説明する。最初に、行政救済の全体像を、①行政機関による救済（苦情処理や行政不服審査）と②裁判所による救済（行政訴訟、国家賠償訴訟、民事訴訟）に分けて紹介し、ついで、行政訴訟制度、行政不服審査制度、国家賠償訴訟、損失補償について、各制度の概要と重要な判例を分かりやすく説明する。 【授業の狙い】本授業は、「段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける」こと（カリキュラム・ポリシー2）及び「法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力を身につける」こと（ディプロマ・ポリシー1）を狙いとするものである。 【コースとの関連】「公共政策コース」及び「法務・資格コース」において重要な科目である。					
到達目標	①行政訴訟、特に抗告訴訟の種類と各訴訟の目的と訴訟要件を説明できること。②抗告訴訟にとって重要な訴訟要件である行政処分と原告適格を理解し、説明できること。③抗告訴訟の特質を民事訴訟との比較で正しく説明できること。④行政不服審査制度、特に審査請求制度の概要を説明できること。⑤国家賠償責任が発生する要件を理解し、具体的事例に適用できること。					
コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
			◎	○	◎	
講義方法		レジュメに沿った講義が中心であるが、適宜質問を行う。				
授業計画	回数	内容				
	第1回	行政救済法制の概要（行政活動により損害を受けた国民にはどのような救済制度があるか） （1）行政機関による救済 、（2）裁判所による救済（①行政訴訟、②国家賠償訴訟、③民事訴訟）				
	第2回	抗告訴訟の概要及び抗告訴訟の対象としての行政処分 （1）抗告訴訟の種類、（2）抗告訴訟の対象としての行政処分の概念				
	第3回	抗告訴訟の原告適格・訴えの利益 （1）原告適格の必要性、（2）「法律上の利益」の意味、（3）狭義の訴えの利益				
	第4回	取消訴訟の性質と訴訟要件 （1）取消訴訟の特徴（民事訴訟との違い）、（2）取消訴訟を適法に提起できる要件				
	第5回	取消訴訟の審理 （1）取消訴訟の審理対象（訴訟物）としての処分の違法性、（2）取消訴訟に特有の審理手続規定				
	第6回	取消判決の効力 （1）処分を取消す効力、（2）第三者への通用力、（3）行政機関に対する拘束力、（4）処分の違法性を確定する効力				
	第7回	無効等確認訴訟・不作為違法確認訴訟 （1）無効等確認訴訟の役割と訴訟要件、（2）不作為違法確認訴訟の意味と訴訟要件				
	第8回	義務付け訴訟 （1）申請型義務付け訴訟と非申請型義務付け訴訟の違い、（2）それぞれの訴訟要件				
	第9回	差止め訴訟・その他の抗告訴訟 （1）差止め訴訟の意義と訴訟要件、（2）法定されていない抗告訴訟の可能性				
	第10回	抗告訴訟における仮の救済 （1）執行停止、（2）仮の義務付け、（3）仮の差止め、（4）内閣総理大臣の異議				
	第11回	公法上の当事者訴訟・客観訴訟 （1）公法上の当事者訴訟とは、（2）客観訴訟（①民衆訴訟、②機関訴訟）				
	第12回	行政不服審査制度 （1）行政不服審査の特徴、（2）行政不服審査法の概要、（3）審査請求の手続				
	第13回	国家賠償法（公務員の違法行為による賠償責任：1条責任） （1）1条責任とは、（2）1条責任が発生する要件、（3）誰が賠償責任を負うのか				
	第14回	国家賠償法（公の施設の設置管理の瑕疵による賠償責任：2条責任） （1）2条責任とは、（2）どんなときに瑕疵があるとされるのか、（3）施設供用の瑕疵				
	第15回	損失補償 （1）損失補償の意義、（2）財産権制約に対する損失補償、（3）刑事補償				
評価方法		確認課題の提出状況及び内容評価（30%）並びに期末試験（70%）				
使用資料	テキスト	テキストは使用しない。毎回講義レジュメを配布する。				
	参考図書	尾崎哲夫『はじめての行政法（第5版）』自由国民社（2016年、1512円）を入門書として勧める。さらに勉強するには、橋本博之・櫻井敬子『行政法（第5版）』弘文堂（2016年、3,564円）が良い。				
受講上の注意		「行政法Ⅰ（作用法）」を履修していることが望ましい。 講義中は適宜質問をするので、「分かりません」以外の回答を考えておくこと。 2019年度版の『六法』を持参すること（六法は各自自由に選択してよい）。 詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 （学習課題）	事前	講義レジュメを予め読んでおくこと。				
	事後	簡単な確認問題を出すので、次回講義時に提出すること。質問があればそれを書いて貰えると有り難い。				
オフィスアワー		水曜日3限				
備考						

授業科目名	租税法	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Tax Law	前期	3年	2単位	教授	野口 教子
授業概要	古くは、統治者により一方的に課された租税（役務の強要）は、民主主義制度の確立とともに公共サービス提供のための費用調達手段となった。それらを法体系としてまとめたものが「租税法」である。本講義では、総論として、租税法の基礎概念を理解し、租税体系について学習する。各論として、日本における租税法を構成している様々な税法のうち、代表的な税制である所得税法と法人税法を取り上げる。 本講義の目的は、租税の意義を理解し税法を習得することであるが、講義を通じ税法を身近に感じてもらうことも大切と考えており、カリキュラム・ポリシーにある『段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける』ことができる。また、ディプロマ・ポリシーにおける『法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力を身につける』、『課題解決の過程を分析し、論理的思考力を身につける』ことができる。 以上のことから、企業人コースはもちろん公共政策コースで公務員を目指す学生にも履修してほしい。					
到達目標	①租税の基本原則を説明できるようになる。 ②わが国における租税体系を理解することができる。 ③租税の必要性や制度の役割（機能）を理解することができる。 ①を必須とし、②や③についての知識をより深める。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		◎		◎

講義方法	テキスト使用による解説、資料配付等による補足説明も取り入れる。理解力確認のための小テストを毎回行う。
------	--

授業計画	回数	内容
	第1回	ガイダンス、租税に関する基本用語および法令上の慣用語
	第2回	租税の意義と機能 ー租税の必要性ー
	第3回	租税の分類 ー課税客体による分類と課税主体による分類ー
	第4回	租税法の法源 ー租税に関係する法源と法形成過程ー
	第5回	租税法の体系 ー国税・地方税・国税通則法・国税徴収法ー
	第6回	租税法の基本原則（１） ー租税法律主義ー
	第7回	租税法の基本原則（２） ー租税公平主義ー
	第8回	租税法の解釈と適用 ー税法解釈の基本原則ー
	第9回	租税の手続規定 ー申告・徴収手続ー
	第10回	所得税法（１） ー所得税とは何かー
	第11回	所得税法（２） ー所得の種類ー
	第12回	法人税法（１） ー意義と沿革ー
	第13回	法人税法（２） ー益金と損金ー
	第14回	消費税法
	第15回	租税行政と納税者の権利保護

評価方法	理解度確認のための口頭課題、小テストによる平常点（40％程度）、ならびに期末試験（60％程度）により総合的に評価する。	
使用資料	テキスト	金子宏・清水敬次ほか『税法入門 第7版』有斐閣新書 2016年4月 ￥1,000（税抜）
	参考図書	増井良啓『租税法入門 第2版』有斐閣 2018年7月 ￥2,800（税抜）
受講上の注意	欠席をしないこと。 私語は講義妨害とみなし、退室を求める場合がある。また、講義中の居眠りは講義拒否とみなし退室を求める場合がある。原則として30分以上の遅刻は欠席扱いとする。 日頃から様々なメディアを通し、経済ニュースに関心を持ってほしい。特に日本の租税に関する報道を見聞きした場合には、講義時でも構わないので、進んで問題提起をしてほしい。 詳細は初回講義時に説明する。	
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	適宜、確認のための口頭諮問等を実施するので、前回までの復習をしておくこと。（30分以上）
	事後	講義内容等をまとめたノート（講義ノート）の作成を勧める。（30分以上）
オフィスアワー	火曜日2時限	
備考		

授業科目名	労働法Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Labor LawⅠ	前期	3年	2単位	非常勤講師	永由 裕美
授業概要	社会状況の変化に伴い働く者を取り巻く環境は大きく変わりつつありますが、現実には多くの人が十分な知識を持たずに職業生活に入り、トラブルに直面して途方に暮れることがしばしば見られます。 授業では、職業生活においてどのような場面でどのような法的規制・保護があるのかを「学び」、現実にはどのような問題が起きているのかを「考えます」。具体的には、個別的労働関係法（雇用関係の成立から終了、労働時間、賃金等）「を中心とした知識習得を目指します」。 ・ディプロマポリシー「法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力を身につける」を実現するための科目です。カリキュラムポリシー「段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける」能力を養う内容を含む科目です。公共政策コース（行政系公務員）、企業人コースにおいて重要な科目です。					
到達目標	職業生活においてどのような場面でどのような問題が起こりうるのか「を理解し」、そしてそれに対して労働法はどのような規制、保護を行っているのかを「説明できるようになること」。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		○	○	◎

講義方法		授業では配付資料等を用いて講義する。理解度確認のための小テストを行う場合がある。	
授業計画	回数	内容	
	第1回	労働法とは何か	
	第2回	労働法における使用者と労働者、労働組合	
	第3回	労働条件をどのように決定しているのか	
	第4回	募集・採用－採用内定、試用期間	
	第5回	労働契約	
	第6回	平等原則－男女雇用機会均等法など	
	第7回	非典型雇用（パートタイム労働）	
	第8回	非典型雇用（派遣労働等）	
	第9回	就業規則	
	第10回	賃金	
	第11回	労働時間	
	第12回	休暇・休業	
	第13回	人事異動－配置転換・出向	
	第14回	解雇・懲戒	
	第15回	労働災害・職業病	

評価方法		期末試験(80%)、授業中に行う小テストや出席状況・授業態度(20%)を総合的に判断する。
使用資料	テキスト	● 中窪、野田著『労働法の世界（第「13」版）』有斐閣(3400円＋税) ● 浜村、唐津、青野、奥田著『ベーシック労働法（第「7」版）』有斐閣(1900円＋税)
	参考図書	○今野晴貴『ブラック企業2－「虐待型管理」の真相』文春新書(780円＋税) ○別冊ジュリスト『労働判例百選』（第9版）有斐閣(2400円＋税) ○ジュリスト増刊『労働法の争点』有斐閣(2600円＋税)
受講上の注意		テキスト及び参考図書については初回授業で説明します。労働基準法および労働契約法が掲載された六法を持参すること。「詳しくは初回時授業時に説明します。」
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	授業ごとに前回の授業内容に関するおさらいを行うので、復習しておくこと。
	事後	授業終了時に指示する教科書該当部分や課題の学習
オフィスアワー		授業終了時
備考		

授業科目名	地方自治法	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Local Government Law	前期	3年	2単位	教授	石崎 誠也
授業概要	我が国の地方自治法制を分かりやすく講義する。 主な内容は、①憲法と地方自治、②地方自治体の種類と事務、③自治体の機関（議会・長・委員会）、④住民の地位と権利、⑤国と地方の関係である。 授業はレジュメに沿った講義が中心であるが、適宜パワーポイントも使用する。 【授業の狙い】本授業は、「段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける」こと（カリキュラム・ポリシー 2）及び「法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力を身につける」こと（ディプロマ・ポリシー 1）を狙いとするものである。 【コースとの関連】「公共政策コース（行政系公務員）」の重要な科目であり、「法務・資格コース」でやや重要な科目である。					
到達目標	①憲法による地方自治保障の意味を説明できること。②地方自治体の種類と事務を正しく理解し、説明できること。③自治体の議会と長の権限を説明できること。④条例制定権に関する判例・学説を理解し、説明できること。⑤住民の地位と権利に関する地方自治法の規定を説明できること。⑥自治体に対する国の関与及び国と自治体の訴訟に関する地方自治法の規定を正しく理解し、説明できること。					
コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
			◎		◎	
講義方法		レジュメに沿った講義が中心であるが、適宜質問を行う。				
授業計画	回数	内容				
	第1回	地方自治の憲法的保障と地方自治の本旨				
	第2回	地方自治体の種類と権能 （1）普通地方公共団体（都道府県・市町村）、（2）特別地方公共団体、（3）自治体の権能				
	第3回	自治体の事務 （1）自治事務、（2）法定受託事務				
	第4回	議会の地位と権限				
	第5回	条例制定権とその範囲				
	第6回	執行機関 1 （1）長の法的地位、（2）長の権限				
	第7回	執行機関 2 （1）委員会の種類と権限、（2）長と委員会の関係、（3）長と議会の関係				
	第8回	住民の地位と権利				
	第9回	公の施設と住民の利用権				
	第10回	自治体の財産管理				
	第11回	住民監査請求と住民訴訟				
	第12回	国と自治体との関係				
	第13回	国と自治体の紛争処理制度				
	第14回	自治体相互の関係				
	第15回	地方自治法制の歴史と今日の課題				
評価方法		確認課題の提出状況及び内容評価（30%）並びに期末試験（70%）				
使用資料	テキスト	特に指定しない。レジュメに沿って講義する。				
	参考図書	やや難しいが宇賀克也『地方自治法概説（第7版）』有斐閣（2017年、3348円）が講義順序とほぼ同じ構成であるし、最新の情報も詳しいので紹介する。また入門書として板垣勝彦『自治体職員のための ようこそ地方自治法[改訂版]』第一法規（2018年、2164円）がある。				
受講上の注意		「憲法（統治）」及び「行政法Ⅰ（作用法）」を履修していることが望ましい。 講義中は適宜質問をするので、「分かりません」以外の回答を考えておくこと。 2019年度版の『六法』を持参すること（六法は各自自由に選択してよい）。 詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 （学習課題）	事前	レジュメを事前配布できるようにするので読んでおくこと。				
	事後	簡単な確認問題を出すので、次回講義時に提出すること。質問があればそれを書いて貰えると有り難い。				
オフィスアワー		水曜日 3 限				
備考						

授業科目名	国際法Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門演習				
英 文 名	International LawⅠ	前期	3年	2単位	教授	吉田 靖之
授業概要	国際法とは、主として国家間関係を規律する法である。国際法は国際社会に現実に存在する法であり、それは単なる理念や道義または政治的な便法ではなく、国際関係を理解するために必要不可欠なツールである。本学における国際法の授業は、国際社会に現実に存在し国際関係を規律する国際法を、極力具体的な事例を参照しながら包括的に理解することを目的とする。本授業においては、国際法の総論部分（国際法の基礎理論）を学ぶ。 【授業の狙い】複雑化した社会を生き抜く基礎力を身につける（カリキュラム・ポリシー6）とともに、法学的な客観的視点で事象を分析し、問題解決能力を身につける（ディプロマ・ポリシー1）。					
到達目標	国際法Ⅰ及びⅡは連続した講義である。それらをすべて受講することによって、国際法の全体像及び基礎理論を体系的に学ぶことができ、国際社会の秩序の基本的な法的枠組みが説明できる。					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		○	○	◎

講義方法	授業では、配布資料（レジュメ）を用いて講義する（下記「受講上の注意事項」参照）。
------	--

授業計画	回数	内容
	第1回	イントロダクション（国際法を学ぶ意義及び目的、本授業の範囲、概要及び授業の進め方）、国際法の基本構造、歴史、主体等－（教科書第1章）
	第2回	国際法の主体－国家及び個人の法主体性、法主体間の相互的地位－（教科書第1章）
	第3回	国際法の法源－慣習法、条約、国際立法等－（教科書第2章）
	第4回	条約法（1）－条約の締結、留保、運用、解釈、無効・終了・運用停止等－（教科書第3章）
	第5回	条約法（2）－条約の締結、留保、運用、解釈、無効・終了・運用停止等－（教科書第3章）
	第6回	国際法の効力と適用関係－一般的効力関係、強行規範等－（教科書第1－3章）
	第7回	国際法と国内法の関係－国内法体系における国際法の地位等－（教科書第1章）
	第8回	国際社会の基本的法原則－主権平等、内政不干渉等－（教科書第4章）
	第9回	国家－国家性の要件、国家承認、政府承認、国家継承等－（教科書第4章）
	第10回	国家管轄権と主権免除（教科書第5章）
	第11回	国家領域－領域主権の概念、国家領域の構成、国家領域の取得、領域紛争の解決－（教科書第4章、8章）
	第12回	国家責任法－国際違法行為、違法性阻却事由等－（教科書第15章）
	第13回	外交・領事関係法－外交・領事関係、国家元首の国際的地位、外国軍隊の地位等－（教科書第6章）
	第14回	国際機構・国連法－国際機構の概念、発展史、国連（憲章）の概要及び特徴－（教科書第7章）
	第15回	授業の総括、質疑応答、フリーディスカッション等

評価方法		期末試験の結果で判断する。なお、授業活性化に対する貢献が見られる場合には、それを平常点として期末試験の結果に加算する（期末試験結果＋平常点＜100点）。
使用資料	テキスト	浅田正彦編著『国際法第3版』（東信堂、2016年）（2,900円＋税）
	参考図書	小寺彰他編『国際法判例百選[第2版]』（別冊Jurist No.204）（有斐閣、2011年）（2,476円＋税）ほか、適宜指示する。
受講上の注意		(1) 講義においては、次のいずれかの条約集を携行しなければならない。葉師寺公夫他編『ベーンシック条約集』（東信堂）：岩沢雄司編『国際条約集』有斐閣。できれば最新のそれを入手しておくことを推奨するが、3～4年程度であれば多少古いものでも支障ない。 (2) レジュメは大学HPの所要の場所にuploadされているので、各人で出力して持参すること。 (3) 遅刻は正当な理由なき限り認めない。その他、受講態度に問題ありと判断される場合（例：机に伏しての居眠り、教科書、参考書、条約集、レジュメ等の不携行、授業中の教室への出入り、スマホの操作等）には、受講停止及び試験受験の不許可等の対象となる。 (4) その他、詳しくは初回の授業において説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	教科書の授業計画に記された内容に該当する部分を熟読し、自分なりの疑問点を見つけておく。
	事後	レジュメとノートの纏めと教科書及び参考図書の再度の熟読による復習（それぞれ1時間程度）。
オフィスアワー		水曜日3限目
備考		日頃から、時事ニュース等に積極的に触れることにより、国際問題全般に対し強い関心を抱き続けることが望まれる。

授業科目名	債権総論	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	General Debt Theory	前期	3年	2単位	講師	渡部 朗子

授業概要	債権とは、特定の人(債権者)が特定の人(債務者)に対して一定の財産上の行為を請求する権利のことです。債権法は、このような権利に関する法律のことです。債権総論は、債権の目的、債権の効力、多数当事者の債権債務関係、債権譲渡、債権の消滅を規定しています。授業では、債務不履行を中心に、債権総論の内容である債権の種類、債権の効力・消滅、債権債務関係について解説します。債権総論の基本的な制度の内容を理解することができるようになります。債権総論に関する問題を解決するために、学説や判例の議論を用いて理解を深めることができます。 [カリキュラム・ポリシー] 段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける。
	[ディプロマ・ポリシー] 課題解決の過程を分析し、論理的思考力を身につける。
	[コースとの関連] すべてのコースにおいて重要な科目である。

到達目標	債権総論の基礎知識と法的思考力を身につけること。
	債権総論の理解を通して、契約、不法行為などの債権各論の他に民法財産法分野を理解すること。

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		◎		◎

講義方法	授業の始めに小テストを行います。				
------	------------------	--	--	--	--

授業計画	回数	内容				
	第1回	オリエンテーション				
	第2回	債権総論				
	第3回	債権の目的				
	第4回	債務不履行				
	第5回	損害賠償				
	第6回	第三者による債権侵害				
	第7回	債権譲渡				
	第8回	相殺				
	第9回	責任財産の保全 (1) 債権者代理権				
	第10回	責任財産の保全 (2) 債権者取消権				
	第11回	多数当事者の債権債務関係―連帯債務				
	第12回	弁済による債権の消滅 (1) 弁済の当事者				
	第13回	弁済による債権の消滅 (2) 弁済の効果				
	第14回	弁済による債権の消滅 (3) 弁済の提供				
	第15回	その他の債権消滅原因				

評価方法		学期末試験 (70%) + 小テスト (30%) で評価します。				
------	--	----------------------------------	--	--	--	--

使用資料	テキスト	資料を配布します。				
	参考図書	内田貴『民法Ⅲ債権総論・担保物権〔第3版〕』東京大学出版会 (3500円+税)				

受講上の注意		最新の六法を必ず持参してください。 授業の始めに前回授業の内容を範囲とする小テストを行います。 授業計画の内容は、進行状況などにより適宜変更することがあります。 詳しくは初回に説明します。				
--------	--	---	--	--	--	--

事前・事後 学習 (学習課題)	事前	前回の授業の内容を復習して小テストに備えてください。				
	事後	授業の内容の復習と小テストの見直しをしてください。				

オフィスアワー		初回授業時に指示します。				
---------	--	--------------	--	--	--	--

備考						
----	--	--	--	--	--	--

授業科目名	刑事訴訟法Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Criminal ProcedureⅠ	前期	3年	2単位	講師	隅田 勝彦

授業概要	刑事訴訟法という科目は、大きく「捜査」と「公判」に分かれます。刑事訴訟法Ⅰでは「捜査」を勉強します。「捜査」では、主に警察が担う法執行に関して、自由の領域を不当に侵害せずに、他方で、真相を解明して犯罪を適正に処理するというバランスのとれた刑事法の運用をするためのルールや制度を学習します。
	捜査機関が、憲法上保護された個人の自由な領域に干渉する際には、その程度に応じて、正当化するための理由が求められています。逮捕・勾留や捜索・押収などプライバシーの客観的な期待を有する領域に対する干渉の場合には、実体要件と令状要件の充足が求められ、例えば職務質問などプライバシーの主観的な期待にとどまる場合における干渉については、不審事由の存在とそれを対象者が認識できる状況に置くことが求められています。
	このように、刑事訴訟法等で定められている様々な捜査手続について、どのような要件の下で法執行が許容されるのかを学ぶことになります。
	カリキュラム・ポリシーとの関連では「複雑化した社会を生き抜く基礎能力」、ディプロマ・ポリシーとの関連では「課題解決の過程を分析し、論理的思考力」を身につけることを目指します。

到達目標	広い意味では、自由で公正な社会を維持するために、法的にどのような仕組みが必要となるのかを学び、さらには、刑事手続にとどまらず実社会においても、ある自由に干渉する場合、その保護の程度に応じて、どの程度の要件や手続が求められるのか、また、その手続の中で考慮すべき要素は何であるのかを自ら探求できるようにすることを目指しますが、より具体的には、次の3点を到達目標とします。
	①日本の刑事手続がどのような手続で進められているかを理解できる
	②捜査段階における各手続の位置付けや意味などを理解できる
	③捜査手続で用いられる用語について正確に説明できる

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
	◎	◎	○	◎

講義方法	配付したレジュメを用いて講義します。また、毎回、授業で扱った内容を確認するための小テストを行います。				
------	--	--	--	--	--

授業計画	回数	内容
	第1回	刑事訴訟法の意義と目的
	第2回	捜査の意義・捜査機関
	第3回	捜査の端緒（1） 検視・告訴・告発・請求・自首
	第4回	捜査の端緒（2） 職務質問・所持品検査・自動車検問
	第5回	任意捜査と強制捜査
	第6回	逮捕・勾留（1） 通常逮捕・現行犯逮捕・緊急逮捕
	第7回	逮捕・勾留（2） 逮捕後の手続
	第8回	逮捕・勾留（3） 勾留
	第9回	取調べ
	第10回	捜索・押収（1） 令状による捜索・差押え・検証
	第11回	捜索・押収（2） 令状によらない捜索・差押え・検証
	第12回	捜索・押収（3） 身体検査・鑑定嘱託・強制採尿
	第13回	捜索・押収（4） 写真撮影・通信傍受・GPS捜査
	第14回	被疑者の防御
	第15回	捜査の終結

評価方法		授業への参加（30％） 期末試験（70％）
使用資料	テキスト	レジュメを配布します。
	参考図書	田口守一『目で見る刑事訴訟法〔第3版〕』（有斐閣，2018年）2,000円（税別）
受講上の注意		六法を必ず持参してください。テキストは特に指定しませんが、何か手元に置いておきたい人は、寺崎嘉博・長沼範良・田中 開『刑事訴訟法〔第5版〕』（有斐閣，2017年）2,200円（税別）、三井誠・酒巻匡『入門 刑事手続法〔第7版〕』（有斐閣，2017年）2,900円（税別）、渡辺直行『入門 刑事訴訟法〔第2版〕』（成文堂，2013年）2,700円（税別）のいずれかを選んで、予習・復習に役立ててください。なお、裁判法の単位を取得していることが望ましいです。詳しくは初回に説明します。
事前・事後学習 （学習課題）	事前	次回分のレジュメに目を通してくる。
	事後	学習した範囲のレジュメやノートを読み返し、関連する文献を読む。
オフィスアワー		木曜4限、金曜3限。その他、研究室に在室中は随時対応します。
備考		

授業科目名	行政学	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Public Administration	前期	3年	2単位	教授	山崎 博久
授業概要	立法・行政・司法などの統治の作用のうち、行政は最も広範であり、我々の日常生活と密接にかかわっている。行政を知ることによって世の中の仕組みを知ることでもある。この講義ではそうした行政の現実、およびその行政を研究する行政学という学問の理論を実態に即して学ぶ。その際、いたずらに複雑な領域や抽象的な理論は避け、あくまでも基礎的な知識や考え方をしっかり身につける。各種の公務員試験にも対応した行政学の入門的な授業。カリキュラム・ポリシーとして、複雑化した社会を生き抜く基礎能力を身につける内容を含み、ディプロマ・ポリシー『社会・地域・組織の一員としての自覚を持った言動と創造的表現力を身につける』を実現するための科目。公共政策コースにとっては選択必修の科目である。					
到達目標	(1) 現代の行政の仕組みを正しく認識・理解する力を身につける (2) 各種の公務員試験に対応する基礎力を身につける					
コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
			○	○	○	
講義方法		公務員試験の頻出問題も授業中に解説				
授業計画	回数	内容				
	第1回	ガイダンス（授業計画の概要・受講態度の注意点・成績評価の方式など）				
	第2回	「行政」とは何か？——立法や司法のように明確に定義できるのか？				
	第3回	昔の「行政」と今の「行政」の違いは？——だんだん大きくなる行政府の役割（近代官僚制と行政国家化）				
	第4回	行政学とはどのような学問か——行政学の成立はいつ？その後の展開は？				
	第5回	新しい行政の見方——NPMとガバナンス・・・って何のこと？				
	第6回	国と地方自治体はどうやって動いているのか——「執政制度」という動かす仕組み				
	第7回	行政府の全体像——行政組織制度				
	第8回	行政を担当する人々——公務員制度				
	第9回	日本の行政は変わるのか？——国と地方自治体の制度改革				
	第10回	行政活動を設計する——政策の調査と立案				
	第11回	法律や条例を作る——多くの人々の合意形成のテクニック				
	第12回	予算を作る——限られた時間と効率的な決定				
	第13回	行政と社会の接点①——政策の実施				
	第14回	行政と社会の接点②——政策の評価				
	第15回	これまでの講義のまとめ——総括授業				
評価方法		期末試験（100％）				
使用資料	テキスト	伊藤正次・出雲明子・手塚洋輔『はじめての行政学』（有斐閣；¥1,900+税）				
	参考図書	授業の中で適宜紹介				
受講上の注意		講義の1回は教科書の1章にあたる。教科書は4単位および2単位の両方の講義で使えるように書かれているが、実際には（本講義のような）2単位（15回の）授業では教科書のすべての項目を扱うことは難しく、（著者も書いているように）学生の自習に委ねられる部分もある。どの部分を自習とするかは授業中に指示するので、怠りなく自習してほしい。行政学はもとより政治学の1部門であり、その意味で政治学を履修していることが望ましい。詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	教科書の次回講義予定箇所の予習（30分以上）				
	事後	その日の学習内容の復習（60分以上）				
オフィスアワー		月曜日3時限、水曜日3時限。その他の曜日や時間はメールで依頼すること。				
備考						

授業科目名	国際関係学	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	International Relations	前期	3年	2単位	教授	吉田 靖之
授業概要	国際関係学とは、国際社会において生起する国境を超える影響を有する様々な事象についての分析を行う学問領域である。また、国際関係学とは、複雑で多様な国際関係の諸現象を対象とする学問の総体であり、その主要な研究領域には、戦争・紛争研究、国家の対外行動及び国際政治経済学等が存在する。このように、国際関係学とは極めて広い範囲を対象とする学問であるが、本授業においては、検討対象と国際安全保障に絞り考察を行う。本授業は全部で3部構成であり、まず、第1部（第1回～5回）では安全保障概論として概念的な論点、授業第2部（第6回～10回）では安全保障の展開史として国際紛争の歴史をそれぞれ学び、最後に第3部（第11回～15回）では21世紀の今日における国際安全保障上の課題について学ぶ。 【授業の狙い】複雑化した社会を生き抜く基礎力を身につける（カリキュラム・ポリシー6）とともに、法学的な客観的視点で事象を分析し、問題解決能力を身につける（ディプロマ・ポリシー1）。【授業の狙い】複雑化した社会を生き抜く基礎力を身につける（カリキュラム・ポリシー6）とともに、課題解決の過程を分析し、論理的思考力を身につける（ディプロマ・ポリシー2）。					
到達目標	日々展開する国際安全保障問題を自分なりに分析し、批判的意見を述べるができる。					

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		○	○	○

講義方法		授業では、配布資料（レジュメ）を用いて講義する（下記「受講上の注意事項」参照）。
授業計画	回数	内容
	第1回	イントロダクション、本授業の範囲、概要及びアプローチ国際関係学とはなにかー
	第2回	概論（1）ー本授業の検討対象：安全保障とはなにかー
	第3回	概論（2）ー国際安全保障体制：各モデルの概要ー
	第4回	概論（3）ー国際紛争はどう捉えられてきたのか：背景的理論ー
	第5回	概論（4）ー国際法と安全保障：集団安全保障／武力紛争法ー
	第6回	国際紛争の歴史（1）ーウエストファリアから第一次世界大戦までー
	第7回	国際紛争の歴史（2）ー国際連盟による集団安全保障の挫折と第二次世界大戦ー
	第8回	国際紛争の歴史（3）ー東西冷戦ー
	第9回	国際紛争の歴史（4）ー冷戦後の紛争ー
	第10回	国際紛争の歴史（5）ーポスト9/11の時代における紛争ー
	第11回	今日における国際安全保障上の課題（1）ーテロリズムとテロ対策ー
	第12回	今日における国際安全保障上の課題（2）ー兵器の規制と大量破壊兵器の拡散対抗ー
	第13回	今日における国際安全保障上の課題（3）ー中国の台頭と南シナ海問題ー
	第14回	今日における国際安全保障上の課題（4）ー多国間安全保障協力の成功モデル：ソマリア沖海賊対処活動ー
	第15回	授業の総括、質疑応答、フリーディスカッション等

評価方法		期末試験の結果で判断する。なお、授業活性化に対する貢献が見られる場合には、それを平常点として期末試験の結果に加算する（期末試験結果＋平常点＜100点）。
使用資料	テキスト	武田康裕、神谷万丈責任編集『安全保障学入門[第4版]』（亜紀書房、2011年）（2,600円＋税）
	参考図書	ジョセフ・S・ナイ・ジュニア／デイヴィット・A・ウェルチ著（田中明彦／村田晃嗣訳）『国際紛争ー理論と歴史ー[原書第10版]』（有斐閣、2017年）（3,000円＋税）
受講上の注意		(1) レジュメは大学HPの所要の場所にuploadされているので、各人で出力して持参すること。 (2) 遅刻は正当な理由なき限り認めない。その他、受講態度に問題ありと判断される場合（例：机に伏しての居眠り、教科書、参考書、レジュメ等の不携行、授業中の教室への出入り、スマホの操作等）には、受講停止及び試験受験の不許可等の対象となる。 (3) その他、詳しくは初回の授業において説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	教科書及び参考書の授業計画に記された内容に該当する部分を熟読し、自分なりの疑問点を見つけておく。
	事後	レジュメとノートの纏めと教科書、参考書の再度の熟読による復習（それぞれ1時間程度）。
オフィスアワー		水曜日3限目
備考		日頃から、時事ニュース等に積極的に触れることにより、国際問題全般に対し強い関心を抱き続けることが望まれる。

授業科目名	相続法	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Inheritance Law	前期	3年	2単位	講師	後藤 亜季
授業概要	相続や遺言について定めた相続法は、死者の生前有した財産を生者に移転することを定めたルールです。その意味では財産法の要素を多く有しますが、残された家族等の関係や生活に留意して解決を図らなければならないことから、家族法的な要素を持っています。財産と家族という皆さんの生活にかかわりの深い相続法の知識と課題を学ぶことは、今後の皆さんにとっても重要です。この講義では、①上記のような相続法の特徴を理解する、②相続や遺言に関する基本的知識を身に付けて、紛争解決の道筋を示せるようになる、③変容する社会における相続法の課題を理解し、自分の意見を持てるようになることを目標に学びます。 【授業の狙い】本授業は、社会問題に興味関心のある学生、リーガルマインドを身につけたい学生（アドミッションポリシー2.4）、法学的な客観的視点で事象を分析し問題発見能力を身に付ける、課題解決の過程を分析し論理的思考力を身に付ける（ディプロマポリシー1, 2）の開発を目指します。 【コースとの関連】全てのコースにおいて重要な科目です。					
到達目標	①授業で取り扱う内容について十分に理解し、説明することができる ②①に基づき、事例における論点を正確に把握し、紛争解決に向けた検討ができる					

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
	○	◎	○	◎

講義方法	授業では六法および配布資料を用いて講義する。毎回、リアクションペーパーへの記入、提出を行う（リアクションペーパーに記載する内容は、授業毎に異なるので指示をよく聞くこと）。授業中、発言を求めることがある。
------	---

授業計画	回数	内容
	第1回	オリエンテーション・相続法概説
	第2回	相続法と遺言法・相続の意義・相続の開始
	第3回	相続人の範囲と相続分
	第4回	相続人の資格①相続欠格
	第5回	相続人の資格②相続廃除 相続人の選択権①熟慮期間
	第6回	相続人の選択権②限定承認
	第7回	相続人の選択権③放棄 相続財産の範囲
	第8回	財産分離 遺産分割
	第9回	寄与分と特別受益①
	第10回	寄与分と特別受益②
	第11回	相続回復請求権
	第12回	遺言の意義・遺言の種類と方式
	第13回	遺言の効力 遺留分①
	第14回	遺留分②
	第15回	相続に関する現代的課題

評価方法	レポート課題（20%）、授業態度・リアクションペーパー（30%）、期末試験（50%） ＊発言等の平常点は加点対象です。	
使用資料	テキスト	2019年度六法。種類・判例付かどうかは問いません。
	参考図書	
受講上の注意	・講義方法や評価方法から明らかとなり、欠席や課題の提出を怠ることで、単位の修得が困難となります。 ・私語及び遅刻早退は厳禁です。 ・配布するレジュメ、筆記用具、六法は毎回必ず持参してください。 ・学習内容の復習やより効果的に学ぶために、事例問題を授業内で検討してリアクションペーパーに記載したり、宿題として課すことがあります。なお、ここでの宿題は、評価方法に記載されたレポート課題とは異なりますので提出は不要ですが、必ず考え、まとめてください。なお、次回以降の授業内で検討した結果を発表した場合には発言による加点として評価します。 ・進度等により内容が変更されることがあります。詳しくは初回に説明する。	
事前・事後学習 （学習課題）	事前	前回の授業内容の復習、指示された宿題や課題の取り組み
	事後	授業内容の確認
オフィスアワー		火曜日5限
備考		

授業科目名	刑事政策	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Criminal Policy	前期	3年	2単位	准教授	西尾 憲子

授業概要	犯罪動向を統計資料から正確に把握する。犯罪対策について、犯罪原因論から考察し、刑罰制度を中心とした国家の刑事政策や司法制度の仕組みを正確に理解し、市民による犯罪対策や予防活動を理解する。犯罪者の処遇制度及び犯罪被害者救済制度について、その本質と運用における現状と課題を検討する。なお、刑事政策の総論部分を理解し、「専門特殊刑事政策」で学ぶための基礎知識を習得する。
到達目標	犯罪現象について統計資料に基づいた分析ができ、統計資料の特徴を知ることにより統計資料のみでは説明できないことについて理解する。犯罪に対する刑事司法制度をダイナミックに把握し、司法手続に係る法制度について関連させながら理解し、自分で説明することができる。刑罰の目的から現在の刑罰制度の種類やその内容、法的根拠を理解し、現状と課題について説明ができる。犯罪対策としての犯罪者の早期の社会復帰を基本理念とする犯罪者処遇制度について理解し、現状に対する自分の見解を説得的に論証できる。また、「専門特殊講義刑事政策」も併せて学ぶことで、国家による刑罰制度のみでなく、市民による犯罪対策や予防活動も有効であることを認識する。そして、犯罪の一方当事者である犯罪被害者の置かれた現況を正確に理解し、犯罪被害者に対する救済制度の必要性や司法制度の現状を理解する。

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		○		◎

講義方法	各回の講義方法は下段の授業計画に記載する。なお、講義で身に着けた知識に基づき課題について論理的に考え論述することを含む。	
授業計画	回数	内容
	第1回	ガイダンス
	第2回	刑事政策と刑法、隣接科学との関係
	第3回	刑事政策と暗数
	第4回	犯罪原因論(概観)
	第5回	刑罰制度の歴史的変遷
	第6回	死刑制度
	第7回	自由刑
	第8回	財産刑
	第9回	成人の刑事手続と少年司法制度との比較
	第10回	猶予制度
	第11回	保護処分
	第12回	犯罪者処遇制度の基本理念、刑務作業
	第13回	犯罪者処遇制度の現状と問題点
	第14回	保安処分導入の是非と課題
	第15回	更生保護

評価方法		成績評価の対象及び目安として、課題レポート70%、授業内ディスカッション20%、授業態度等10%とし、総合的に評価する。
使用資料	テキスト	特別に指定しないが、初回ガイダンスにおいて説明する。
	参考図書	犯罪白書・警察白書等の司法統計資料、新聞、その他テーマに応じて、適宜説明する。
受講上の注意		刑法総論Ⅰ・Ⅱ及び刑法各論Ⅰ・Ⅱの単位を修得していること。 聞いているだけ、座っているだけの授業ではない。 講義で扱ったテーマや社会状況に関心を持って、自ら現状と問題について分析し解決策を検討し、これを論述できるトレーニングとして活用して欲しい。 また、受講生がお互いの意見を聞き、質疑応答を行いながら、ディスカッションまですすめていきたいと考えている。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	新聞やニュースなどをとおして、最近の社会問題などに対して、まずは関心を持つことから始めてほしい。
	事後	自分が関心を持った社会問題について、講義をとおして学んだ知識を生かし、今後の課題とその解決策について考察してほしい。
オフィスアワー		初回ガイダンスで説明する。
備考		

授業科目名	英 文 名	社会保険法 Social Security Law	授業科目区分			職名	担当教員
			対象学期	対象学年	単位数		
			専門科目				
			前期	3年	2単位	非常勤講師	永由 裕美
授業概要	超高齢社会を目前に控えた現在、年金・医療・福祉などの費用支出が膨らみ続け、これをどのように負担していくかが大きな課題となってきた。学生であっても20歳になれば国民年金保険料を納めなければならないように、これからの生活においてわれわれはその担い手とならざるをえないのである。さらに、少子化、女性の社会進出、人口の高齢化といった社会の変化に対応するために、社会保障制度自体が変革を迫られている。 そこで本講義は、まず現行の社会保障制度の基本的な内容を理解することに重点を置きながら、あわせて現在行われている社会保障制度改革の意義とその課題「を学ぶ」。 学術的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力を身につける」を実現するための科目です。カリキュラムポリシー「段階的系統的学修により専門知識を養いリーガルマインドを身につける」能力を養う内容を含む科目です。						
到達目標	社会保障制度の理念・意義「を学び、」「合わせてその」基本的な枠組みを理解「できるようになること」。						
コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」			協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
				○	○	◎	
講義方法		授業では配付資料等を用いて講義する。理解度確認のための小テストを行う場合がある。					
授業計画	回数	内容					
	第1回	オリエンテーション					
	第2回	社会保険法総論一①社会保障の概念					
	第3回	社会保険法総論一②社会保障の歴史					
	第4回	社会保険法総論一③社会保障の権利					
	第5回	社会保険法総論一④社会保障の法体系					
	第6回	社会保険法総論一⑤社会保障の行政組織、財源					
	第7回	社会保険法総論一⑥社会保障の国際的潮流					
	第8回	各論一①公的年金と企業年金					
	第9回	各論一②医療保障と医療保険					
	第10回	各論一③介護保険					
	第11回	各論一④公的扶助					
	第12回	各論一⑤社会手当					
	第13回	各論一⑥社会福祉					
	第14回	各論一⑦労働保険（労災保険、雇用保険）					
	第15回	各論一⑧社会保障の課題					
評価方法		期末試験（80％）、授業中に行う小テストや出席状況・授業態度（20％）を総合的に判断する。					
使用資料	テキスト	テキスト・参考書については第1回目の授業で指示する。 加藤 智章，菊池 馨実，倉田 聡，前田 雅子 著『社会保険法 第6版』（有斐閣アルマ）（2500円＋税） 西村 健一郎 著『社会保険法入門 第3版 』（有斐閣（2100円＋税）					
	参考図書	岩村正彦編『社会保険判例百選（第5版）』有斐閣（2500円＋税） 岩村 正彦，菊池 馨実，嵩 さやか、笠木 映里編著『目で見える社会保険法教材 第5版』有斐閣（2100円＋税）					
受講上の注意		六法を持参すること。「詳しくは初回授業時に説明します。」					
事前・事後 学習 （学習課題）	事前	授業ごとに前回の授業内容に関するおさらいを行うので、復習しておくこと。					
	事後	授業終了時に指示する教科書該当部分や課題の学習					
オフィスアワー		授業終了時					
備考							

授業科目名	英 文 名	法社会学 Sociology of Law	授業科目区分			職名	担当教員
			対象学期	対象学年	単位数		
			専門科目				
			前期	3年	2単位	教授	上地 一郎

授業概要	法学では、実定法の解釈・適用のあり方を探求することを目的とする法解釈学が重要な部分を占めます。しなしながら、法学には、法を1つの社会現象、1つのシステムと捉え、様々な社会的諸因子との関連で分析し、考察する法社会学という学問分野もあります。この講義では、法が現実の社会の中でどのように機能しているか（あるいはしていないか）、法と社会が互いにどのように影響を及ぼしあっているかという問題意識を持ってもらうことで、法が社会の中でどのような役割を担っているかを学習します。 カリキュラム・ポリシー5「総合的学修による課題探求力、問題解決能力」、6「複雑化した社会を生き抜く基礎能力」を身につけ、ディプロマ・ポリシー1「法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力」、2「課題解決の過程を分析し、論理的思考力」を養うことを目的とした科目です。どのコースを選択した学生にとっても法律学をより深く学ぶために重要な科目です。						
到達目標	①法社会学的な法と社会的事実との関係を説明できる。 ②法と法にまつわる社会現象に対する分析能力を高めることができる。 ③法が社会に果たす役割を説明できる。 ④法解釈学の研究を深化させることができる。						

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
			◎	◎	◎

講義方法		授業では、パワーポイントおよび配布資料を用いて講義する。				
------	--	------------------------------	--	--	--	--

授業計画	回数	内容				
	第1回	オリエンテーション				
	第2回	法システムと法過程（1）法をどのように捉えるか				
	第3回	法システムと法過程（2）法システムと法過程				
	第4回	法文化（1）日本の法文化論				
	第5回	法文化（2）法文化の語義				
	第6回	法文化（3）法文化の理論				
	第7回	法文化（4）日本の法観念				
	第8回	裁判員制度（1）司法制度改革審議会の設置				
	第9回	裁判員制度（2）裁判員制度				
	第10回	日本社会と法(1) 争いの少ない社会？裁判を使わない社会？				
	第11回	日本社会と法(2) 制度からのアプローチ				
	第12回	日本社会と法(3) 法律家の国際比較： 法曹人口の国際比較				
	第13回	日本社会と法(4) 法律家の国際比較： 日本のパラリーガル				
	第14回	法曹養成制度改革（1）法曹養成制度改革の背景				
	第15回	法曹養成制度改革（2）日本型ロースクール（法科大学院）制度				

評価方法		期末試験（70点）、中間試験もしくはレポート等（30点）				
------	--	------------------------------	--	--	--	--

使用資料	テキスト	とくになし（資料を配布します）				
	参考図書	村山・濱野『法社会学 第2版』 有斐閣 （1,700円+税）				

受講上の注意		・憲・民・刑法の各科目および法制史・法哲学等の基礎法科目を履修していることが望ましい。 ・「配布資料」「六法」を用意すること。 ・私語は禁止。授業に臨む態度を重視する。授業態度の悪い学生は退場させることもある。 ・講義開始後20分を経過した時点での教室からの出入りは禁止。 ・講義中は携帯電話等の音声を切りカバンにしまうこと。違反者は退場、欠席とする。 ・詳しくは初回に説明する。				
--------	--	--	--	--	--	--

事前・事後 学習 (学習課題)	事前	配布資料の通読				
	事後	配布資料や講義終了後に指示する参考資料				

オフィスアワー		火曜日5限				
---------	--	-------	--	--	--	--

備考						
----	--	--	--	--	--	--

授業科目名	英 文 名	法制史 Legal History	授業科目区分			職名	担当教員
			対象学期	対象学年	単位数		
			専門科目				
			前期	3年	2単位	教授	高倉 史人

授業概要	法律学は解釈法学（実定法学）と基礎法学に分かれ、法制史は法哲学や法社会学と同様に基礎法学に入る学問である。すなわち、法制史は法の形成・展開・変化、法に関する意識や思想などを歴史的に考える学問である。 本講義は、特に「六法」を中心とする日本の近現代法が、明治・大正・昭和・平成と時代が変わるにつれて、当時の政治・経済・社会等の状況によってどのように形成・展開・変化したのか、また当時の法に関する意識や思想等がどのようなものであったかということを理解することで、リーガルマインドを身に付けることを目的とする。学生は法制史の知識を修得し理解を深めることができ、また、現行法の理解も深めることもできる。 なお、法制史は全てのコースについて重要な科目である。
	(1) 近現代法の歴史的沿革を知識として修得できる。 (2) 法の持つダイナミックさ、法の重要性、法を取り巻く様々な状況などを知識として修得できる。 (2) 現行法の理解をより深めることができる。 (3) 法の視点から日本の近現代史を考察する力を修得できる。

コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
	○	◎	○	◎

講義方法	講義では配布資料やビデオ等を用いて講義する。また、適宜課題を出す。		
------	-----------------------------------	--	--

授業計画	回数	内容
	第1回	法制史概論 ― 法制史の定義、位置づけ、内容 ―
	第2回	近現代史の概要(1) ― 明治時代（1868～1912）の概要 ―
	第3回	近現代史の概要(2) ― 大正・昭和前期（1912～1945）の概要 ―
	第4回	近現代史の概要(3) ― 昭和後期～現在（1945～2019）の概要 ―
	第5回	憲法史(1) ― 大日本帝国憲法（明治憲法）の成立と展開 ―
	第6回	憲法史(2) ― 日本国憲法の成立と展開① ―
	第7回	憲法史(3) ― 日本国憲法の成立と展開② ―
	第8回	民法史(1) ― 明治民法の成立と展開 ―
	第9回	民法史(2) ― 戦後の民法の改正① ―
	第10回	民法史(3) ― 戦後の民法の改正② ―
	第11回	商法・会社法史(1) ― 商法の成立と影響 ―
	第12回	商法・会社法史(2) ― 商法・会社法の改正 ―
	第13回	刑法史 ― 明治40年刑法の成立と改正 ―
	第14回	刑事訴訟法・民事訴訟法史 ― 戦前と戦後の刑事訴訟法・民事訴訟法の成立と改正 ―
	第15回	まとめ

評価方法		期末試験(70%)、小テスト及び課題（30%）で判断する。
使用資料	テキスト	講義時に資料を配布する。
	参考図書	山中永之佑他編『日本現代法史論』法律文化社(3,200円＋税)
受講上の注意		法社会学、歴史Ⅰ・Ⅱを履修しておくことが望ましい。 講義中の私語や携帯電話等の使用を禁止。六法を持参。 詳しくは初回に説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	授業終了時に指示する該当部分の予習、課題及び新聞購読など
	事後	授業終了時に指示する該当部分の予習、課題及び新聞購読など
オフィスアワー		水曜日3限
備考		

授業科目名	金融論Ⅰ	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Monetary EconomicsⅠ	前期	3年	2単位	教授	金岡 克文
授業概要	金融論は経済学においてその中心分野のひとつである。その知識を身につけることは、金融に関係する職に就くことを目指す学生には必須であるが、日常生活を送る上でも重要な意義を持つ。そして現代社会を支える金融についての知識を学ぶことは、「複雑化した社会を生き抜くための基礎能力を身につける（カリキュラム・ポリシー）」こととなり、「21世紀型市民として相応しい正義感・倫理感・判断能力・行動力を身につける（ディプロマ・ポリシー）」にもつながる。本講義では、まず現在の経済・金融のおかれている状況に関する基礎的な知識を身につけることとする。これにより法学部の学生が、経済・金融分野について学ぶことの重要性について理解し、それを土台として金融に関する基礎的な知識を身につけていってもらいたい。企業人コースで学ぶ学生には必須の科目であると考えられる。					
到達目標	①金融・経済の現状について理解する。 ②通貨制度について基本的知識を得る。 ③手形制度とその意義について理解する。 ①～③について社会人として恥ずかしくないだけの知識を持つ。金融機関を志望するものは、専門的な知識を身につけるための基礎を身につける。					
コンピテンシー（行動特性） 「伸ばすことのできる能力」		協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力	
			○	◎	◎	
講義方法		パワーポイントを使い、配布したレジュメに要点を記入する形で講義を進める。				
授業計画	回数	内容				
	第1回	ガイダンス				
	第2回	金融・経済の現状に関して1（高度成長期～バブル経済）				
	第3回	金融・経済の現状に関して2（バブル崩壊と失われた20年1）				
	第4回	金融・経済の現状に関して3（バブル崩壊と失われた20年2）				
	第5回	金融・経済の現状に関して4（金融危機の発生）				
	第6回	金融・経済の現状に関して5（アベノミクス～現在）				
	第7回	金融とは何か				
	第8回	貨幣と信用1（貨幣とは何か）				
	第9回	貨幣と信用2（貨幣の機能と本質）				
	第10回	貨幣と信用3（通貨制度1金本位制）				
	第11回	貨幣と信用4（通貨制度2管理通貨制度）				
	第12回	手形と信用1（手形とは何か）				
	第13回	手形と信用2（手形と生産）				
	第14回	手形と信用3（現状と課題）				
	第15回	まとめ				
評価方法		受講態度・レポート30％、試験70％				
使用資料	テキスト	なし（レジュメを配布）				
	参考図書					
受講上の注意		講義内容に興味を持って、積極的に質問し、講義をより有意義なものとするに協力して欲しい。予習として、新聞などの経済・経営面に目を通すこと。また、配付したレジュメに復習として、しっかりと講義内容を自分なりにまとめること。詳しくは初回に説明する。				
事前・事後 学習 （学習課題）	事前	新聞の経済・経営面に目を通すこと（30分程度）。				
	事後	レジュメの空欄を、講義ノート等を参考に自分なりに埋めていくこと（30分以上）。				
オフィスアワー		月曜4～5限、水曜5限。これ以外であっても、時間が空いていれば、できる限り質問に答える。				
備考						

授業科目名	専門特殊講義 不動産法	授業科目区分			職名	担当教員
		対象学期	対象学年	単位数		
		専門科目				
英 文 名	Real Estate Law	前期	3年	2単位	教授	上地 一郎
授業概要	民法の講義では十分取り扱うことのできなかった用益物権や不動産賃貸借契約、区分所有法を中心に学び、土地所有権を制約する都市計画法制を概観することが本講義の目的です。まず、不動産取引の基礎となる物権法と契約法を復習し、共同所有関係と区分所有法、都市の法を順に学んでいきます。 カリキュラム・ポリシー5「総合的学修による課題探求力、問題解決能力」、6「複雑化した社会を生き抜く基礎能力」を身につけ、ディプロマ・ポリシー1「法学的な客観的視点で事象を分析し、問題発見能力」、2「課題解決の過程を分析し、論理的思考力」を養うことを目的とした科目です。 どのコースを選択した学生にとっても法律学をより深く学ぶために重要な科目です。					
到達目標	①物権法、不動産賃貸借契約を土地と建物に関する法律の全体像を体系的理解でき、説明できる。 ②共同所有関係、区分所有法を説明できる。 ③土地所有権の内在的制約と外在的制約を説明できる。 ④都市計画とは何かを説明できる。					

コンピテンシー(行動特性) 「伸ばすことのできる能力」	協調性	傾聴力	創造力	論理的思考力
		◎	◎	◎

講義方法		授業では、パワーポイントおよび配布資料を用いて講義する。	
授業計画	回数	内容	
	第1回	オリエンテーション	
	第2回	物権法の概要	
	第3回	用益物権・相隣関係 (1) 用益物権の意義と種類	
	第4回	用益物権・相隣関係 (2) 地役権と相隣関係地上権と不動産賃貸借	
	第5回	用益物権・相隣関係 (3) 地上権	
	第6回	賃貸借 (1) 存続期間／賃借人の権利・義務	
	第7回	賃貸借 (2) 賃借権の譲渡・目的物の転貸／賃借人の第三者に対する関係／終了原因	
	第8回	共同所有関係(1) 共有、共有の対外的主張	
	第9回	共同所有関係(2) 建物の区分所有	
	第10回	共同所有関係(3) 区分所有権	
	第11回	都市の法 (1) 都市法の世界	
	第12回	都市の法 (2) 都市の土地利用コントロールの基本枠組み	
	第13回	都市計画規制	
	第14回	マスタープラン	
	第15回	土地利用のコントロール	

評価方法		期末試験 (70点) 、中間試験もしくは小テスト等 (30点)
使用資料	テキスト	とくになし (資料を配布します)
	参考図書	適宜指定します。
受講上の注意		・民法ならびに行政法の各科目を履修していることが望ましい。 ・「配布資料」「六法」を用意すること。 ・私語は禁止。授業に臨む態度を重視する。授業態度の悪い学生は退場させることもある。 ・講義開始後20分を経過した時点での教室からの出入りは禁止。 ・講義中は携帯電話等の音声を切りカバンにしまうこと。違反者は退場、欠席とする。 ・詳しくは初回に説明する。
事前・事後 学習 (学習課題)	事前	配布資料の通読
	事後	配布資料や講義終了後に指示する参考資料
オフィスアワー		火曜日5限
備考		